

公益社団法人三重県獣医師会

委員会設置規程

第1条 この法人の定款第43条第3項に基づく委員会の設置・運営については、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会はこの法人の会員および学識経験者で組織し、事務局はこの法人の事務局におく。

第3条 委員会は理事会が専門的事項を検討させるため、必要に応じて設置する。

第4条 委員会が検討した内容は、随時委員長が理事会に報告するものとする。

第5条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員は会員および学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 委員長、副委員長は委員の互選を基本とするが、委員会の目的により理事会が判断した委員会には委員長、副委員長に理事をあてることができる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員長は委員会を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がこれを代理する。

第7条 委員会は必要に応じ委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は必要に応じて電磁的会議を行なうことができる。

第8条 委員会の経費は一般会計で支弁する。

第9条 規約の定めのない事項については、委員長が理事会の承認を得て別に定める。

第10条 委員会の庶務は本会事務局において処理する。

第11条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

1 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。